

平成24年11月2日

上下水道審議会 資料5

上下水道局(経営管理課)

別荘水道料金について

上下水道局
経営管理課

別荘水道料金の一般料金への統一について(案)

1 現状

- (1) 市町村合併協議に際し、水道料金を統一する方針の中で、別荘料金については、それぞれの地域の実情に合わせて、旧町村で定められてきた経過があるため、地域性を尊重し、据え置いた状況にある。
- (2) 旧町村が民間等から引き継いだ3地域の別荘地区(須川湖 26 戸、菅平 424 戸、獅子ヶ城 300 戸)は、別荘料金体系がそれぞれ異なっており、一般家庭の水道料金と比較した場合、いずれも高い料金となっている。

2 課題、問題点

- (1) 現在、別荘地にもかかわらず、別荘用としてではなく一般市民と同様に定住する住民がいる状況があり、そのような定住者から、料金に関する苦情や、なぜ別荘地は料金が高いのかといった疑義が寄せられている。
別荘については、料金収入に比べて維持管理費用が割高となる傾向があるため、一般よりも高額な水準で料金設定することが妥当との考え方もあるものの、現行の料金格差を合理的に説明することが困難である。

3 検討結果

- (1) 統一による料金収入影響額は△9,000 千円/年、料金収入総額の 0.4%であり、今後の経営に与える影響は軽微である。
- (2) 既存定住者への料金説明の明確化が図れるとともに、別荘所有者の定住化及び利用促進も期待できる。
- (3) 今回の料金改定の検討においては、料金の不公平感の解消を考慮して別荘料金を廃止し、平成 25 年度から一般料金に統一したい。

4 条例改正の内容

- (1) 平成 25 年 3 月議会へ条例改正案を上程したい。なお、平成 21 年度の料金改定と同様の経過措置を設け、平成 25 年 6 月 1 日以後に算定する料金について適用することとし、業務に支障をきたすことのないよう最善の注意を払い、準備を進める。
- (2) 改正の内容は、水道条例別表 2 (第 24 条関係) の「2 須川湖ハイランドの水道料金」、「3 菅平水道(別荘用)の水道料金」、「4 獅子ヶ城簡易水道の水道料金」を削除することとなる。

参考資料
水道条例抜粋

※別荘料金の一般料金への統一に伴い下線部を削除

(料金の算定)

第24条 料金は、管理者が別に定める場合を除き、隔月量水器点検日の使用水量に応じ、別表2のとおりとする。

別表2(第24条関係)

1 水道料金(須川湖ハイランド、菅平水道(別荘用)及び獅子ヶ城簡易水道を除く。)

量水器の口径	基本料金(1月につき)	水量料金(1m3につき)
13mm	569円	1m3以上10m3以下 58円
20mm	1,480円	11m3以上30m3以下 147円
25mm	2,628円	31m3以上50m3以下 164円 51m3以上 173円
30mm	4,732円	1m3以上 173円
40mm	9,364円	
50mm	16,279円	
75mm	36,230円	
100mm	66,365円	
125mm	105,839円	
150mm	142,720円	

備考 水道料金の額は、消費税及び地方消費税を含む。

2 須川湖ハイランドの水道料金

量水器の口径	基本料金(1月につき)	水量料金(1m3につき)
13mm	1,304円	1m3以上 260円

備考 水道料金の額は、消費税及び地方消費税を含む。

3 菅平水道(別荘用)の水道料金

量水器の口径	基本料金(年間基本水量120m3まで)		水量料金
	普通メーター	隔測メーター	
13mm	25,200円	26,838円	年間基本水量を超えた1m3
20mm	25,956円	27,468円	につき
25mm	26,334円	28,098円	210円

備考

1 水道料金の額は、消費税及び地方消費税を含む。

2 年の中途において水道の使用を開始し、又は中止した場合の基本料金は、月割りとし、その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

4 獅子ヶ城簡易水道の水道料金

量水器の口径	基本料金 (年間基本水量100m ³ まで)	水量料金
13mm	23,268円	年間基本水量を超えた1m ³ につき
20mm	24,024円	105円
25mm	24,528円	
30mm	29,820円	

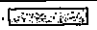



備考

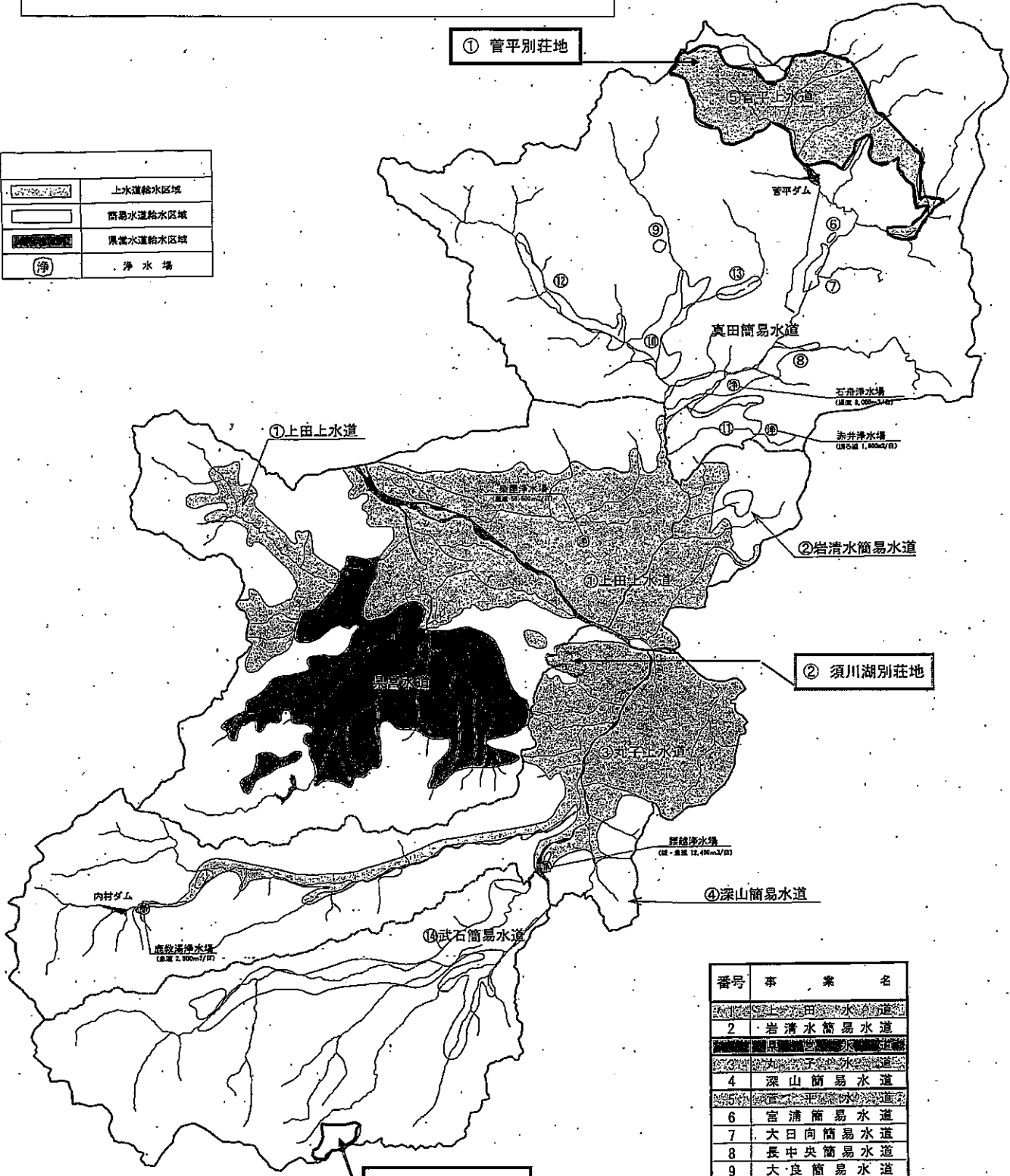
1 水道料金の額は、消費税及び地方消費税を含む。

2 年の中途において水道の使用を開始し、又は中止した場合の基本料金は、月割りとし、その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

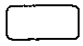
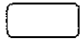
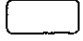
別荘地水域エリア図

上田市内別荘水道料金対象地区位置図

	上水道給水区域
	簡易水道給水区域
	県営水道給水区域
	浄水場



別荘料金適用エリア

-  ① 菅平別荘地
-  ② 須川湖別荘地
-  ③ 獅子ヶ城別荘地

番号	事業名
1	上田水道
2	岩清水簡易水道
3	真田簡易水道
4	深山簡易水道
5	菅平簡易水道
6	菅平簡易水道
7	大日向簡易水道
8	長中央簡易水道
9	大良簡易水道
10	傍陽中央簡易水道
11	本原簡易水道
12	傍陽西部簡易水道
13	三島平専用水道
14	武石簡易水道
15	獅子ヶ城簡易水道